

(3) 小腸及び大腸の障害

ア 小腸を大量に切除したもの

小腸を大量に切除したものは、次により等級を認定します。

なお、小腸を切除したことにより人工肛門を造設したものは、「ウ 人工肛門を造設したもの」の等級により認定します。

障害等級	後遺症状
第 9 級	残存する空腸及び回腸の長さが100cm以下となったもの
第 11 級	残存する空腸及び回腸の長さが100cmを超え300cm未満となったもので、消化吸収障害が認められるもの

※ 小腸を大量に切除したことによる消化吸収障害は、BMIが20以下であることなどにより認定します。

イ 大腸を大量に切除したもの

結腸のすべてを切除するなど大腸のほとんどを切除したものは、第11級に認定します。

なお、大腸を切除したことにより人工肛門を造設したものは、「ウ 人工肛門を造設したもの」の等級により認定します。

ウ 人工肛門を造設したもの

人工肛門を造設したものは、次により等級を認定します。

障害等級	後遺症状
第 5 級	小腸(又は大腸)内容が漏出することによりストマ(※1)周辺に著しい皮膚のびらんを生じ、パウチ(※2)等の装着ができないもの
第 7 級	人工肛門を造設したもの(第5級に該当するものを除く。)

※1 ストマとは、人工肛門の排泄口のことをいいます。

※2 パウチとは、便を貯める袋(蓄便袋)のことをいいます。

エ 小腸(又は大腸)の皮膚瘻を残すもの

瘻孔から漏出する小腸(又は大腸)内容の量、及び小腸(又は大腸)内容が漏出することにより小腸(又は大腸)皮膚瘻周辺に著しい皮膚のびらんを生じ、パウチ等を装着することができないもの(以下「パウチ等による維持管理が困難であるもの」という。)の状態により等級を認定します。